

裁判官の視点で、弁護士の
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート！

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

家事・人事編

加藤 新太郎・松本 明敏 編集

A5判・452頁 定価：本体4,200円+税



本書の特長

- ◆系統的に整理した項目ごとに、設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示！
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示！
- ◆現職の裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説！

目次〔抜粋〕

第1 婚姻・離婚に関する事件

- 1 婚姻・離婚の無効、取消し／2 婚姻費用、養育費／
- 3 離婚／4 有責配偶者からの離婚請求／
- 5 慰謝料請求／6 財産分与／7 年金分割／
- 8 親権者・監護権者の指定、子の引渡し、保全処分等／
- 9 面会交流／10 涉外事件／
- 11 調停に代わる審判

第2 親子関係に関する事件

- 1 嫡出否認、親子関係不存在
- 2 認知無効、取消し

第3 養子縁組に関する事件

- 1 離縁
- 2 養子縁組無効、取消し

第4 相続に関する事件

- 1 遺産分割／2 遺留分減殺／
- 3 祭祀承継／4 特別縁故者

第5 成年後見に関する事件

- 1 後見開始



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書！

内容見本

設例ごとに、[Basic Information▶設例に対する回答▶解説]の順に解説しています。

9 面会交流

設例 9

夫 X と妻 Y とは、平成 8 年に婚姻し、平成 12 年に長女 A、平成 20 年に長男 B が生まれたが、X の不貞が原因で夫婦関係が悪化して、平成 25 年以降、Y が子らを連れて実家に帰り、Y の両親（子らの祖父母）と暮らすようになり、別居状態にある。X は、別居後、子らと一切面会でできていない。

X は、平成 26 年、Y を相手方として、離婚調停を申し立てるとともに、子らとの面会交流を求める調停を申し立てた。

- (1) Y は、別居前、自分が X から DV を受けていたことを理由に、子らとの面会交流を拒否している。X の申立てはどのように判断されるか。
- (2) Y は、子らが X との面会を拒否していることを理由に、子らとの面会交流に応じない意向を示している。X の申立てはどのように判断されるか。
- (3) XY 間で、子らとの面会交流を定める調停が成立し、その後、一時、子らとの面会交流が行われたものの、その後、Y は、言を左右にして子らとの面会交流に応じない。X はどのような方法を探ることができるか。
- (4) (3) の場合において、Y は、X との面会交流により、子らが学校を休みがちとなるなどの悪影響が生じていると考えている。Y は、どのような方法を探ることができるか。

Basic Information

1 面会交流とは、父母の離婚の前後を問わず、父母が別居状態にある場合に、未成年の子と離れて暮らす親（非監護親）と子が交流することをいう。面会交流については、従前、明文の規定がなかったものの、家事審判事項であるとの解釈に基づき、父母間で協議が整わない場合に、調停や審判で紛

3 いずれにせよ、家庭裁判所においては、面会交流に関する紛争はまず調停で扱われ、調停委員会が、家庭裁判所調査官（以下「調査官」という）

面会交流を
で円滑に実
に、審判が

◆裁判官から見た訴訟実務上抜け落ちしやすいポイントをもれなく把握できます！

設例に対する回答

1 まず、調停委員会は、子らの年齢、子らや XY の心身及び生活の状況、子らの意思、子らと X 及び X と Y の各関係性等、子らや XY に関する様々な客観的又は心理的な事実を総合考慮し、X と子らとの面会交流を実施することで、子らの心身や生活に悪影響が生じるかという観点から、面会交流を禁止又は制限すべき事由の有無を検討することとなる。そして、そのような事由がない場合には、どのような方法であれば、子らが X と楽しく過ごすことができ、かつ、継続して円滑に実施できるかという観点から、面会交流の実施方法を検討することとなる。また、子が複数の場合、個別に面会交流の有無や方法を検討することとなるが、きょうだい間で面会交流の実施の有無や方法を異にする場合は、きょうだい間に新たな葛藤を生じさせ、その関係を毀損する可能性もあるから、きょうだい間の関係性も考慮する必要がある。

2(1) 設例(1)の場合、例えば子らが、X の Y に対する DV を見聞きしているために、X に対して恐怖心を抱き、面会交流を拒否している場合には、面会交流を実施することで、子らに強い精神的苦痛を与えるおそれがあるから、基本的に、面会交流を禁止・制限すべきという判断になる。

そこで、調停委員会は、X 及び Y の陳述や証拠資料（写真や診断書）、調査官による子の意思把握調査の結果を踏まえ、X の Y に対する DV の内容、それに対する子らの認識の程度、子らと X との関係性、面会交流についての子らの意向や心情等を把握したうえで、面会交流を実施することで、子

でも、まずは再調停の

ことが予定されており、
の変化によって、既定の
間接的交流を重ねた結
可能となることも考え
、面会交流の禁止を求
ができる（民法 766 条 3
、その内容を維持する
必要がある場合には、新

◆実務で取り上げべき判例が的確にわかります！

◆参考文献で、更に深掘ができます。

面会交流の方法には、大きく分けて、非監護親と子が直接面会する方法と、手紙、電話やメールなどを利用して連絡を取り合う方法（総じて「間接的交流」と呼ばれる。）の 2 つがある。近年、ビデオ通話等のインターネットを利用した様々なコミュニケーションツールが普及しており、間接的交流の方法は多様化している。

(2) 面会交流の法的根拠

離婚後の面会交流については、民法 766 条に規定があり、「父母が協議上の離婚をするときは…（中略）…父又は母と子との面会及びその他の交流…（中略）…その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」(1 項)、「前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。」(2 項)と定められている。また、離婚前の面会交流についても、同法 766 条が類推適用されると解されており、面会交流は、離婚の前後を問わず、家事審判事項（家手法別表第二の三）となる。

ところで、民法改正前は、面会交流についての明文の規定がなく、実務上は、面会交流が改正前の民法 766 条 1 項の「その他監護について必要な事

1 最一小決平成 12・5・1 民集 54 巻 5 号 1607 (28950871) 号。離婚前の面会交流について前記改正前の 766 条が類推適用されることを明かした。

◆参考文献

本文中に掲げるものほか

- ・野田愛子＝梶村太市総編集「新家族法実務大系 2 親族法 2」新日本法規出版（2008 年）（榮晴彦＝穂貫義昌）333 頁
- ・松原正明「人事訴訟の実務」新日本法規出版（2013 年）317 頁
- ・松本哲弘「子の引渡し・監護者指定に関する最近の裁判例の傾向について」家庭裁判月報 63 巻 9 号（2011 年）47 頁
- ・金子修編著「逐条解説・家事事件手続法」商事法務（2013 年）
- ・細矢都ほか「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方—民法 766 条改正を踏まえて—」家庭裁判月報 64 巻 7 号（2012 年）1 頁
- ・水野有子＝中野晴行「面会交流の調停・審判事件の審理」法曹時報 66 巻 9 号（2014 年）1 頁以下
- ・柴田義明「判批」ジュリスト 1470 号（2014 年）76 頁
- ・秋武憲一＝監修・高橋信幸＝藤川明子「子の親権・監護の実務」青林書院（2015 年）（高橋信幸）154 頁

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com 判例体系』の判例 ID を記載しています。『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 民裁実務家事

検索

CLICK!